

令和8年1月14日

事業主団体、労働組合の長 様

島根労働局雇用環境・均等室長

改正労働施策総合推進法等説明会の実施について

平素より、雇用環境・均等行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年6月11日に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、**事業主は、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる「就活セクハラ」）の防止措置を講じることが義務**となり、**令和8年10月1日から施行**予定です。

また、同改正法により女性活躍推進法の有効期限が延長されるとともに、**労働者数 101 人以上の企業**においては、**情報公表の必須項目が拡大**されました。更には、えるぼし認定要件の見直しやえるぼしプラス（仮称）認定が創設され、それぞれ**令和8年4月1日から施行**されます。

つきましては、改正に係り標記説明会を開催いたしますので、業務御多忙の折とは存じますが、貴関係機関や貴傘下事業主等へ本説明会及び改正法の周知につきまして、御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、カスタマーハラスメント及び就活セクハラの防止義務措置につきましては、本日時点で、省令及び指針の公布、告示がなされておらず、説明会時点で判明している概要に基づき説明を行います。

別添

1. 改正労働施策総合推進法等説明会 [チラシ]

＜チラシの掲載場所：島根労働局 HP の‘新着情報’もしくは‘イベント情報’＞

2. 事業主の皆さまへ（全企業が対象です） [チラシ]

3. 女性活躍推進法が改正されました！ [チラシ]

問合せ先：

島根労働局雇用環境・均等室

〒690-0841 松江市向島町 134-10

電話 0852-31-1161